経済産業省

20220928貿局第1号 輸出注意事項2022第23号 経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62 第11号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年9月30日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62 第11号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則 この規程は令和4年10月7日から施行する。 「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分) ○輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

		改 正 後	現 行
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) ~ (5) (略) (6) 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2の3第一号の二中、次の表の「輸出令別表第2の3第一号の二」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第一号の二 (これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。)中解釈を要する語」の欄に掲げる 語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が 左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」 欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くも のとして解釈するものとするほか、1-1 (7) (イ) の解釈を準用する。 輸出令別 輸出令別表第 表第2の 2の3中解釈 を要する語 の二 化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤等であって、			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) ~ (5) (略) (新設)
<u> 17</u>	製造に用いられる装置 別表第2の3 貨物省令第二 条第一号中の 反応器	個人的使用のため小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたものを除く。 製造に用いることができる装置をいう。 内容物が漏れない構造であるものをいい、次のいずれかに該当するものをでい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ バッチ式反応器 ロ フロー式反応器 ハ 半回分式反応器 密閉状態で貯蔵できるものをいう。	

Γ		
貨物省令第二		
条第二号中の		
貯蔵容器	イ 他の貨物を運搬する	
	ために使用されるものと	
	して輸入したものであっ	
	て、輸入した後返送のた	
	め輸出するもの(無償の	
	ものに限る。)	
	ロ 他の貨物を運搬する	
	ために使用されるものと	
	して輸出するものであっ	
	て、輸出した後輸入すべ	
	きもの(無償のものに限	
	<u> </u>	
別表第2の3	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいず	
貨物省令第二	れか小さい方の接続端の呼び径をいう。	
条第六号中の		
呼び径		
別表第2の3	内容物が漏れない構造であるものをいう。	
貨物省令第二	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
条第七号中の		
シールレスポ		
ンプ		
	知序が打印の序とってもがするす。2022~2022~	
別表第2の3		
貨物省令第二	の状態における最高規定吐出し量で、1時間につき1	
条第八号中の		
最高規定吐出		
し量が1時間		
につき1立方		
メートルを超		
<u> えるもの</u>		
別表第2の3	弁箱 (別名ボディともいう。) をいう。	
貨物省令第二		
条第八号中の		
ケーシング		

別表第2の3 貨物省令第二 条第八号中の ケーシングラ イナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシ ングを内容物と接触させないためのものをいう。
別表第2の3 貨物省令第二 条第八号中の 内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質(混合物を含む。)をいう。
別表第2の3 貨物省令第二 条第八号中の 内容物と接触 するすべての 部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
別表第2の3 貨物省令第二 条第八号中の ふっ素重合体	<u>ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超える</u> <u>ふっ素重合体(ゴム状のものを含む。)をいう。</u>
<u>別表第2の3</u> <u>貨物省令第二</u> <u>条第八号中の</u> カーボングラ ファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒 鉛を重量濃度8パーセント以上含有したものをいう。
別表第2の3 貨物省令第二 条第八号中タ ンタル合金、 チタン合金、 ジルコニウム 合金、ニオブ 合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又 はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合 金をいう。
別表第2の3 貨物省令第二	他の用途に用いることが できるものを除く。

条第十号中の 部分品及び附 属装置	
製造に用いら れる装置	製造に用いることができる装置をいう。
<u>物理的封じ込</u> めに用いられ る装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。
物理的封じ込 め施設におい て用いられる 防護のための	物理的封じ込め施設において用いることができる防 護のための装置をいう。
装置	
別表第2の3 貨物省令第三 条第二号中発 酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を 含む発酵装置をいう。
別表第2の3 貨物省令第三 条第二号及び 第三号中生物 系材料	ウイルス、細菌、毒素、毒素のサブユニット、細菌又 は菌類、病原性を発現させるもの又は遺伝子をいう。
別表第2の3 貨物省令第三 条第三号中遠 心分離機	デカンターを含む。

_(7) 輸出令別表第2の3第二号の解釈

輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

(略)

輸出令別	輸出令別表				
表第2の	第2の3中解		角军		釈
3第二号	釈を要する語				
(略)	(略)	(略)			
ハ	別表第2の3			(略)	

(6) 輸出令別表第2の3第二号の解釈

輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略)

輸出令別	輸出令別表				
表第2の	第2の3中解		解		釈
3第二号	釈を要する語				
(略)	(略)	(略)			
ハ	別表第2の3			(略)	

	T	1	1				
	貨物省令第6				貨物省令第3		
	条第三号中の				<u>条</u> 第三号中の		
	部分品				 部分品		
=	別表第2の3	(略)		=	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第7				貨物省令第4		
	条第二号中の				<u>条</u> 第二号中の		
	装置				装置		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第7				貨物省令第4		
	条第二号イ				<u>条</u> 第二号イ		
	(十) 中の電				(十) 中の電		
	子ビーム装置				子ビーム装置		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第7				貨物省令第4		
	条第二号口				条第二号口		
	(四) 1及び				 (四) 1及び		
	2中の装置				2中の装置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第7				貨物省令第4		
	条第二号口				条第二号口		
	(五) 中の検				(五) 中の検		
	査装置				査装置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第7				貨物省令第4		
	条第二号口				条第二号口		
	(六) 中の露				(六) 中の露		
	光装置				光装置		
	別表第2の3	電子ビーム、イオンビーム	又はX線装置であって直接			電子ビーム、イオンビーム	又はX線装置であって直接
	貨物省令第7	描画方式のものは、別表第			貨物省令第4		2の3貨物省令 <u>第4条</u> 第二
		号イ(十)をいう。				号イ(十)をいう。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(七) 中の装	· · ·			(七) 中の装		
	置				置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第7				貨物省令第4		
	23 14 H 1: 214 1			└──	> 1 1.4 H 1. NA T		<u> </u>

				f 			
	条第二号ハ中				条第二号ハ中		
	の集積回路の				の集積回路の		
	組立用の装置				組立用の装置		
ホ	別表第2の3	(略)		ホ	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第8				貨物省令第5		
	条第二号中の				条第二号中の		
	試験装置及び				試験装置及び		
	検査装置				検査装置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令 <u>第8</u>		(中日)		が 貨物省令 <u>第5</u>		(MI)
	<u>条</u> 第二号イ中				乗物省下 <u>売ら</u> 条第二号イ中		
	の検査装置	/m/r			の検査装置	/m <i>k</i> z \	
	別表第2の3	(略)			別表第2の3	(略)	
	貨物省令第8				貨物省令第5		
	条第二号二				条第二号二		
	(一) 中の半				(一) 中の半		
	導体素子				導体素子		
	別表第2の3		次のいずれかに該当する		別表第2の3		次のいずれかに該当する
	貨物省令第8		ものの試験を行うために		貨物省令第5		ものの試験を行うために
	条第二号ニ		特別に設計したものを除		条第二号ニ		特別に設計したものを除
	(二) 中の試		< ∘		(二) 中の試		<.
	験対象		イ・ロ (略)		験対象		イ・ロ (略)
			ハ 貨物等省令第六条第				ハ 貨物等省令第六条第
			一号から第八号の四まで				一号から第八号の四まで
			又は別表第2の3貨物省				又は別表第2の3貨物省
			令 <u>第4条</u> イに該当しない				令 <u>第1条</u> イに該当しない
			電子機器の部品、部分品、				電子機器の部品、部分品、
			組立品及び集積回路(当				組立品及び集積回路(当
			該試験装置が使用者によ				該試験装置が使用者によ
			るプログラムの書換えが				るプログラムの書換えが
			可能な計算装置を組込ん				可能な計算装置を組込ん
			でいないものに限る。)。				でいないものに限る。)。
	別表第2の3	(略)	2 000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		別表第2の3	(略)	3.7 3.7 1.7 1.7 3070
	貨物省令第8	V-H/			貨物省令第5	V-H1	
	条第二号ニ				<u>条</u> 第二号ニ		
	<u>未</u> 第二 ター (二) 1 及び				本		
					(—/ 1 /X ()`		

				T			
	2中のパター				2中のパター		
	ンレート				ンレート		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第8				貨物省令第5		
	条第二号ホ中				条第二号ホ中		
	のレーザーシ				のレーザーシ		
	ステム及び電				ステム及び電		
	子ビーム試験				子ビーム試験		
	装置				装置		
 	別表第2の3	(略)		1	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第1				貨物省令第7		
	0条中の電子				条中の電子計		
	計算機及びそ				算機及びその		
	の附属装置				附属装置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1		(14)		貨物省令 <u>第7</u>		(1.17)
	0条第一号中				条第一号中の		
	の附属装置並				附属装置並び		
	びにこれらの				にこれらの部		
	部分品				分品		
	別表第2の3	電子組立品及びプログラム				電子組立品及びプログラム	 可能か内部接続であって
	貨物省令 <u>第1</u>	加重最高性能 (APP) が別			貨物省令 <u>第7</u>		表第2の3貨物省令第7条
	<u>0条</u> 第三号中				条第三号中の		うち、装置に組み込まれて
	の電子計算機	ていない電子組立品として			電子計算機	いない電子組立品として出	
	(2) 电 1 II 开版	(1,21 년 1/四立田 0 (イ 電子組立品であっ		电加州风	4 .94 HE 1 WITT-THIC O CH	イ電子組立品であっ
			て、その設計内容により				て、その設計内容により
			別表第2の3貨物省令第				別表第2の3貨物省令第
			10条第七号に該当する				7条第七号に該当する部
			10余 部品として使用するよう				<u>イ余</u> 第七号に該当りる部 品として使用するように
			に設計したものを除く。				設計したものを除く。
			ロ デジタル電子計算機				ロ デジタル電子計算機
			又はそれに関連する計算				又はそれに関連する計算
			機の最大性能が別表第2				機の最大性能が別表第2
			の3貨物省令第10条第				
							の3貨物省令第7条第二
			二号を超えないように設				号を超えないように設計

			計又は改修したものを除				又は改修したものを除
			< ∘				<∘
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第7		
	0条第六号中				条第六号中の		
	の附属装置				附属装置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第7		
	0条第七号中				条第七号中の		
	の部分品				部分品		
チ	別表第2の3	(略)		チ	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第二号中				条第二号中の		
	の伝送通信装				伝送通信装置		
	置						
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第二号中				条第二号中の		
	の部分品及び				部分品及び附		
	附属品				属品		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第二号イ				条第二号イに		
	に掲げる貨物				掲げる貨物		
	別表第2の3	(略)			別表第2の3	(略)	
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第二号二				<u>条</u> 第二号二中		
	中の装置				の装置		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第二号ホ				<u>条</u> 第二号ホ		
	(二) 中のア				(二) 中のア		
	ナログ伝送方				ナログ伝送方		
	式を用いたも				式を用いたも		
	のであって、				のであって、		
	帯域幅が四五				帯域幅が四五		

メガヘルツを			メガヘルツを	
超えるもの			超えるもの	
別表第2の3		(略)	別表第2の3	
貨物省令第1			貨物省令第8	
1条第二号へ			条第二号へ	
(一) 及び			(一) 及び	
(二) 中の無			(二) 中の無	
線送信機又は			線送信機又は	
無線受信機			無線受信機	
別表第2の3		(略)	別表第2の3	
貨物省令第1			貨物省令第8	
1条第二号へ			条第二号へ	
(三) ~ (六)			(三) ~ (六)	
中の線送信機			中の線送信機	
又は無線受信			又は無線受信	
機			機	
(略)	(略)		(略)	(略)
別表第2の3		(略)	別表第2の3	
貨物省令第1			貨物省令第8	
1条第三号中			条第三号中の	
の部分品及び			部分品及び附	
附属品			属品	
別表第2の3		(略)	別表第2の3	
貨物省令第1			貨物省令第8	
1条第三号八			<u>条</u> 第三号八中	
中の多重レベ			の多重レベル	
ルの優先権及			の優先権及び	
びプリエンプ			プリエンプシ	
ション			ョン	
別表第2の3		(略)	別表第2の3	
貨物省令第1			貨物省令第8	
1条第三号チ			<u>条</u> 第三号チ中	
中のパケット			のパケット交	
交換機又はル			換機又はルー	
ーター			ター	
別表第2の3		別表第2の3貨物省令第	別表第2の3	

メガヘルツを		
超えるもの		
別表第2の3		(略)
貨物省令第8		
条第二号へ		
(一) 及び		
(二) 中の無		
線送信機又は		
無線受信機		
別表第2の3		(略)
貨物省令第8		
条第二号へ		
(三) ~ (六)		
中の線送信機		
又は無線受信		
機		
(略)	(略)	
別表第2の3		(略)
貨物省令第8		
条第三号中の		
部分品及び附		
属品		
別表第2の3		(略)
貨物省令第8		
条第三号八中		
の多重レベル		
の優先権及び		
プリエンプシ		
ョン		
別表第2の3		(略)
貨物省令第8		
条第三号チ中		
のパケット交		
換機又はルー		
ター		
別表第2の3		別表第2の3貨物省令 <u>第</u>

	1						
	貨物省令第1		11条第二号イで個々に		貨物省令第8		8条第二号イで個々に規
	1条第三号チ		規制されない通信チャネ		<u>条</u> 第三号チ		制されない通信チャネル
	(一) 中の通		ルのみから構成される多		(一) 中の通		のみから構成される多重
	信制御装置		重化複合リンクを除く。		信制御装置		化複合リンクを除く。
	別表第2の3	(略)			別表第2の3	(略)	
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第五号中				条第五号中の		
	のトラフィッ				トラフィック		
	ク制御				制御		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第六号中				条第六号中の		
	のフェーズド				フェーズドア		
	アレーアンテ				レーアンテナ		
	ナ						
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第七号中				条第七号中の		
	の部分品及び				部分品及び附		
	附属品				属品		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第8		
	1条第八号中				条第八号中の		
	の部分品				部分品		
ル	別表第2の3	(略)	•	ル	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第1		(略)		貨物省令第1		(略)
	4条中の暗号				1条中の暗号		
	装置				装置		
ヲ	別表第2の3		(略)	ヲ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第1		
	5条中の部分				2条中の部分		
	品				口口		
ワ	別表第2の3		(略)	ワ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第1		
	6条第一号中				3条第一号中		
	の部分品				の部分品		
					1		

				1			
3	別表第2の3		(略)	日	別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第1		
	8条中の光学				<u>5条</u> 中の光学		
	フィルター				フィルター		
タ	別表第2の3		(略)	タ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第1				貨物省令第1		
	9条第五号口				6条第五号口		
	(二) 中の持				(二) 中の持		
	続波レーザー				続波レーザー		
	発信器				発信器		
レ	別表第2の3	(略)		レ	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第2				貨物省令第1		
	0条第一号中				7条第一号中		
	の感度				の感度		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第2				貨物省令第1		
	0条第二号中				7条第二号中		
	の部分品				の部分品		
ツ	別表第2の3		(略)	ツ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第2				貨物省令第1		
	2条第一号中				9条第一号中		
	の部分品				の部分品		
ナ	別表第2の3		(略)	ナ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	4条中の部分				1条中の部分		
	品及び附属品				品及び附属品		
4	別表第2の3	(略)		4	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	6条第一号ふ				3条第一号ふ		
	っ化物				っ化物		
	別表第2の3	(略)			別表第2の3	(略)	
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	6条第一号イ				3条第一号イ		
	中のふっ化化				中のふっ化化		
	合物				合物		
ウ	別表第2の3		(略)	ウ	別表第2の3		(略)
L			1		1		

				1			,
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	7条中の部分				4条中の部分		
	品				品		
1	別表第2の3	(略)		1	別表第2の3	(略)	
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	9条第一号中				<u>6条</u> 第一号中		
	の空気中で計				の空気中で計		
	測された解像				測された解像		
	度				度		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	9条第六号中				6条第六号中		
	の部分品				の部分品		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第2		V F/		貨物省令第2		
	9条第七号中				6条第七号中		
	の部分品				の部分品		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第2		V/		貨物省令第2		
	9条第一三号				<u>6条</u> 第一三号		
	中の部分品及				中の部分品及		
	び附属品				び附属品		
オ	別表第2の3		(略)	オ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第3				貨物省令第2		
	0条第二号中				<u>7条</u> 第二号中		
	の部分品及び				の部分品及び		
	附属品				附属品		
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第3				貨物省令第2		
	0条第三号中				<u>7条</u> 第三号中		
	の部分品				の部分品		
ク	別表第2の3		(略)	ク	別表第2の3		(略)
	貨物省令第3				貨物省令第2		
	<u>1条</u> 第三号の				<u>8条</u> 第三号の		
	航空機用のガ				航空機用のガ		
	スタービンエ				スタービンエ		
				1 ,			<u> </u>

	別表第2の3		(略)		別表第
メ	(略)	(略)		X	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)
	の部分品				の部分
	<u>6条</u> 第一号中				<u>3条</u> 第
	貨物省令 <u>第3</u>		V-H/		貨物行
	別表第2の3	V-H/	(略)		別表第
コ	(略)	(略)			(略)
	3条中の部分				<u>0条</u> 。
•	貨物省令 <u>第3</u>		(MI)		貨物行
マ	別表第2の3		(略)		別表第
	一面及OM属表 置				置置
	品及び附属装				<u>9条</u> 5 品及0
	貨物省令 <u>第3</u> <u>2条</u> 中の部分				貨物行
			(略)		別表第
	<u>2条</u> の落下傘 別表第2の3		(四夕)	 	9条0
	貨物省令 <u>第3</u>				貨物行
ヤ	別表第2の3		(略)		別表第
<u></u>	の部分品		/m⁄z\		の部分
	1条第五号中				8条
	貨物省令 <u>第3</u>				貨物行
	別表第2の3		(略)		別表第
			(-1)		品
	航空機の部分				航空机
	1条第四号の				8条
	貨物省令第3				貨物行
	別表第2の3	(略)	(略)		別表質
	の部分品				の部分
	1条第三号中				8条
	貨物省令第3				貨物名
	別表第2の3		(略)		別表質
	の部分品				の部分
	ンジン及びそ			111	ンジ

		> / こう> / TL ァドフ-		
別表第2の3 貨物省令第2 8条第三号中 の部分品 (略) 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 (略) サ 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 (略) サ 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 (略) 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装 置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 (略) コ (略) 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中 の部分品 (略) (略) (略)		· ·		
 貨物省令第2 8条第三号中の部分品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第四号の航空機の部分品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中の部分品 財表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分品及び附属装置 マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分品 口條的 別表第2の3 貨物省令第3 3条中の部分品 (略) 				(四女)
8条第三号中の部分品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第四号の 航空機の部分 品 (略) 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中の部分品 (略) りま第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 (略) 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 (略) コ (略) (略) 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中の部分品 (略) (略) (略)				(中台)
の部分品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第四号の 航空機の部分 品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 ヤ 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装 置 マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 の (略) 別表第2の3 貨物省令第3 10条中の部分 に の (略)				
別表第2の3 (略) (略) (略) (略) (略) (物省令第2 8条第四号の 航空機の部分 品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 り (略) (略) り (略)				
 貨物省令第2 8条第四号の 航空機の部分 品 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 ヤ 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 ロ (略) 即表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中の部分品 (略) 			/m <i>k</i> z \	/m/z \
8条第四号の 航空機の部分 品 (略) 別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 (略) ヤ 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 (略) コ (略) (略) 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中 の部分品 (略) (略) (略)			(略)	(昨日)
航空機の部分 品				
品 別表第2の3 (略) (和) (
別表第2の3 貨物省令第2 8条第五号中 の部分品 (略) ヤ 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装 置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中 の部分品 (略) コ (略) (略)				
 貨物省令第2 8条第五号中の部分品 フ 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 コ (略) 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 (略) 				/m (+)
8条第五号中の部分品 ア 別表第2の3 貨物省令第2 9条の落下傘 (略) 別表第2の3 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 (略) コ (略) (略) 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)				(略)
の部分品 (略) りま第2の3 (略) り条の落下傘 (略) 別表第2の3 (略) 貨物省令第2 9条中の部分品及び附属装置 で 別表第2の3 (略) 資物省令第3 0条中の部分品 り湯素第2の3 (略) 「物省令第3 (略) 3条第一号中の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)				
ヤ 別表第2の3 貨物省令 <u>第2</u> <u>9条</u> の落下傘 別表第2の3 貨物省令 <u>第2</u> <u>9条</u> 中の部分 品及び附属装置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令 <u>第3</u> <u>0条</u> 中の部分 品 (略) コ (略) (略) 別表第2の3 貨物省令 <u>第3</u> <u>3条</u> 第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略)				
貨物省令第2 9条の落下傘 別表第2の3 (略) 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 (略) 型 (略) (略) (略) 別表第2の3 (略) 日 (略) 別表第2の3 (略) 貨物省令第3 (路) 3条第一号中の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)				(-1:)
9条の落下傘 別表第2の3 (略) 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 (略) マ 別表第2の3 (略) 貨物省令第3 0条中の部分 日 (略) 別表第2の3 (略) 貨物省令第3 (略) 3条第一号中の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	ヤ			(略)
別表第2の3				
 貨物省令第2 9条中の部分 品及び附属装置 プ 別表第2の3 貨物省令第3 (略) (略) (財表第2の3 (略) (財表第2の3 (事) (略) (略) (を) (を)<th></th><th></th><th></th><th></th>				
9条中の部分 品及び附属装置 (略) マ 別表第2の3 貨物省令第3 0条中の部分 品 (略) コ (略) (略) 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中 の部分品 (略) (略) (略)				(略)
品及び附属装置				
置				
マ 別表第2の3 貨物省令 <u>第3</u> <u>0条</u> 中の部分 品 (略) 別表第2の3 貨物省令 <u>第3</u> <u>3条</u> 第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)				
 貨物省令第3 O条中の部分 品 (略) 別表第2の3 貨物省令第3 3条第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 		-		
(略) (略) 別表第2の3 (略) 貨物省令第3 (略) 3条第一号中の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	マ	別表第2の3		(略)
R				
コ (略) (略) 別表第2の3 (略) 貨物省令 <u>第3</u> 3条第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) メ (略) (略) (略)				
別表第2の3 貨物省令 <u>第3</u> <u>3条</u> 第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)		品		
貨物省令 <u>第3</u> <u>3条</u> 第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略)	コ	(略)	(略)	
3条第一号中 の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) メ (略)		別表第2の3		(略)
の部分品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) メ (略)		貨物省令第3		
(略) (略) (略) (略) (略) メ (略) (略)		3条第一号中		
(略) (略) (略) メ (略) (略)		の部分品		
メ (略) (略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2の3 (略)	X	(略)	(略)	
		別表第2の3		(略)

	貨物省令第4				貨物省令第4		
	3条第二号中				0条第二号中		
	の部分品				の部分品		
ヱ	(略)	(略)		ヱ	(略)	(略)	
	別表第2の3	(略)			別表第2の3	(略)	
	貨物省令第4				貨物省令第4		
	6条第二号中				3条第二号中		
	の工作機械				の工作機械		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	直線軸の全長	(略)			直線軸の全長	(略)	
	について測定				について測定		
	したときの位				したときの位		
	置決め精度				置決め精度		
	[別表第2の				[別表第2の		
	3 貨物省令 <u>第</u>				3 貨物省令 <u>第</u>		
	<u>46条</u> 第二号				<u>43条</u> 第二号		
	口 (一)、(二)				口 (一)、(二)		
	及び (三) 中				及び (三) 中		
	の位置決め精				の位置決め精		
	度の測定方				度の測定方		
	法]				法]		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	別表第2の3	(略)			別表第2の3	(略)	
	貨物省令第4				貨物省令第4		
	6条第三号イ				3条第三号イ		
	(二) 中のス				(二) 中のス		
	ピンドル				ピンドル		
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	別表第2の3		(略)		別表第2の3		(略)
	貨物省令第4				貨物省令第4		
	6条第四号中				3条第四号中		
	の部分品	(m ta)			の部分品	/m fa\	
(mt-)	(略)	(略)	(m fa)	(mt-)	(略)	(略)	(10.54)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)	(略)			(7)	(略)		

改正後

現 行

別紙1

(1)包括輸出承認に係る仕向地

① 甲地域

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、ア ルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バ ハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリー ズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジ ル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジ ア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、 コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、 キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、 エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、 EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイ ツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、 ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、イ ンドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザ フスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、 リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラ ウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モー リシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、 モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージー ランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウ ェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーラ ンド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモ ア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、 セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ 共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、 セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、 タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トル コ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザ ニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベ トナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

別紙1

(1)包括輸出承認に係る仕向地

甲地域

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、ア ルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バ ハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリー ズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジ ル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジ ア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、 コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、 キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、 エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、 EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイ ツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、 ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、イ ンドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザ フスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、 リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラ ウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モー リシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、 モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージー ランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウ ェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーラ ンド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワン ダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セ ルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南 アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セン トルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タ ジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュ ニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、 英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベ ネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

別紙2

表1 一般包括輸出承認の条件

加力打撃というのタル	承知を作の第甲
一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
$(1) \sim (4)$ (略)	(昭各)
(5) 以下のいずれかに該当する輸出	
については、一般包括輸出承認は効	
力を失う。	
①~③ (略)	
④ウクライナ (ドネツク州及びルハ	
ンスク州の区域のうち、経済産業	
大臣が告示で定める区域(令和4	
年経済産業省告示第45号)に限	
る。)を仕向地とする輸出又はべ	
ラルーシを仕向地とする輸出で	
あって、経済産業大臣が告示で指	
定する者 (令和4年経済産業省告	
示第46号)との直接又は間接の	
取引による場合	
(6)・(7) (略)	
+ c (m/x)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

別紙2

表1 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) ~ (4) (略)	(略)
(5) 以下のいずれかに該当する輸出	
については、一般包括輸出承認は効	
力を失う。	
①~③ (略)	
(新設)	
(6)・(7) (略)	

表 2 (略)

表2 (略)

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について(令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号)

改 正 後	現 行
 1 適用品目等 (1)輸出令別表第2の3に掲げる貨物(同表<u>第一号の二、</u>第二号フからモまで、同表第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。)のベラルーシを仕向地とするもの (2)~(5)(略) 	1 適用品目等 (1)輸出令別表第2の3に掲げる貨物(同表第二号フからモまで、同表第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。)のベラルーシを仕向地とするもの (2)~(5)(略)

「大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号)

(略)

1 輸出者が確認すべき事項

(略)

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製 造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例

改正後

1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略)

なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸 出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長 することがないよう、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の 確認も特に慎重に行うこと。

品目	懸念される用途
1.・2. (略)	(略)
3. <u>三塩化アルミニウム(7446-70-0)</u> 、ジクロロメタン(別名二	化学兵器
<u>塩化メチレン)(75-09-2)</u> 、N, N-ジメチルアニリン	
(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエ	
ーテル(108-20-3)、 <u>イソプロピルアミン(75-31-0)</u> 、臭化カ	
リウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム	
(7647-15-6)、 <u>金属ナトリウム(7440-23-5)</u> 、トリブチルア	
ミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチ	
ルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン	
(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、 <u>ヒ素(7440-38-2)</u> 、 <u>三</u>	
酸化二ヒ素(1327-53-3)、ビス(2-クロロエチル)エチル	
アミン塩酸塩(3590-07-6)、ビス(2-クロロエチル)メチ	
ルアミン塩酸塩(55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズア	
ルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブロモ-2-	
クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエー	
テル(60-29-7)、 ジメチルエーテル(115-10-6)、 <u>N, N-ジメ</u>	
<u>チルアミノエタノール(108-01-0)</u> 、ジシクロヘキシルアミ	
ン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、 <u>1,2-ジクロロエタン(別</u>	
<u>名 二塩化エチレン)(107-06-2)</u> 、エチレングリコールモノ	
メチルエーテル(109-86-4)、 ブロモエタン(別名 臭化エチ	
<u>ル)(74-96-4)</u> 、クロロエタン(別名 塩化エチル)(75-00-3)、	

(略)

1 輸出者が確認すべき事項 (略)

 $(1) \cdot (2)$ (略)

- (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製 造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例
 - 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸 出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長 することがないよう、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の 確認も特に慎重に行うこと。

品目	懸念される用途
1.・2. (略)	(略)
3. <u>塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)</u> 、	化学兵器
N, Nージメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル	
(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、 <u>モノイソプ</u>	
<u>ロピルアミン(75-31-0)</u> 、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリ	
ジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、 <u>ナトリウム</u>	
<u>金属(7440-23-5)</u> 、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチ	
ルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチ	
レン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン	
(7440-36-0)、 <u>砒素(7440-38-2)</u> 、三酸化二砒素(1327-53-3)、	
ビス (2-クロロエチル) エチルアミン塩酸塩(3590-07-6)、	
ビス (2-クロロエチル) メチルアミン塩酸塩(55-86-7)、ベ	
ンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾ	
イン(119-53-9)、1-ブロモ-2-クロロエタン(107-04-0)、塩	
素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエ	
ーテル(115-10-6)、N, N-ジメチルエタノールアミン	
(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレ	
ン(74-85-1)、 <u>二塩化エチレン(107-06-2)</u> 、エチレングリコ	
ールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド	
<u>(74-96-4)</u> 、 <u>塩化エチル(75-00-3)</u> 、エチルアミン(75-04-7)、	
酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、	

エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピ(100-97-0)、硫化(14-83-9)、上で(74-83-9)、上で(74-83-9)、エチレングリロメタン(74-83-9)、カード・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・	
(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル (624-83-9)、イソプロパノール(濃度が 95%以上のものに 限る。)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン (74-89-5)、プロモメタン(別名 臭化メチル)(74-83-9)、クロロメタン(別名 塩化メチル)(74-87-3)、ヨウ化メチル (74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリロロメタン(別名 塩化メチル)(74-87-3)、ヨウ化メチル (74-88-4)、メチルメルカプタン(75-52-5)、オキサルクロ(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン (1312-73-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーロール(107-21-1)、エクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーロール(107-21-1)、エクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーロール(107-21-1)、塩化チオホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル	
(624-83-9)、 <u>イソプロパノール(濃度が 95%以上のものに限る。)(67-63-0)</u> 、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、 <u>メチルプロマイド(74-83-9)</u> 、 <u>塩化メチル(74-87-3)</u> 、ョウ化メチル(74-83-9)、 <u>塩化メチル(74-87-3)</u> 、ョウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム「1312-73-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム「15-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーカーブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル	
限る。)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン (74-89-5)、ブロモメタン(別名 臭化メチル)(74-83-9)、クロロメタン(別名 塩化メチル)(74-87-3)、ヨウ化メチル (74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン (1312-73-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム ン(75-52-5)、シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル	
(74-89-5)、プロモメタン(別名 臭化メチル)(74-83-9)、クロロメタン(別名 塩化メチル)(74-87-3)、ヨウ化メチル	
ロロメタン(別名 塩化メチル)(74-87-3)、ヨウ化メチル (74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン (75-52-5)、カキサルクロコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン (75-52-5)、シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーカーブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル	
(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン (75-52-5)、シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム (1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーカーブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル	
コール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン (75-52-5)、シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリ ル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーローフェルンでは、カン(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム	
(75-52-5)、 シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリ ル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム ン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリーカーブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル	
<u>ル)(79-37-8)</u> 、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム <u>ブチルホスファイト(102-85-2)</u> 、亜リン酸トリイソブチル	
(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、 <u>2-メチル</u> (1606-96-8)、 <u>塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム</u>	
<u>キノリン(91-63-4)</u> 、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、 <u>亜</u> (817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、 <u>無水硫酸</u>	
<u>リン酸トリブチル(102-85-2)</u> 、亜リン酸トリイソブチル (7446-11-9)、 <u>黄リン(12185-10-3)</u> 、 <u>赤リン(7723-14-0)</u>	
(1606-96-8)、トリス(2-クロロエチル)アミン塩酸塩	
<u>(817-09-4)</u> 、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、 <u>三酸化硫</u>	
黄(7446-11-9)、黄りん(12185-10-3)、赤りん(7723-14-0)	
4. ジエチレントリアミン(111-40-0) 化学兵器 4. ジエチレントリアミン(111-40-0) 化学兵器	兵器
5. ブチリルコリンエステラーゼ、 <u>3·ジメチルカルバモイルオ</u> 化学兵器	兵器
キシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドス (101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
<u>チグミン)(101-26-8)</u> 、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. ~12. (略)	
13. クロルアルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオ 化学兵器 13. 塩素・アルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオ 化学	:兵器
ン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	
14. チタン電極 (他の金属酸化物でコーティングされたものを 化学兵器 14. チタン電極 (他の金属酸化物でコーティングされたものを 化学	兵器
含む。) であって、 <u>クロルアルカリ電解槽</u> に使用するよう 含む。) であって、 <u>塩素・アルカリ電解槽</u> に使用するように	
に設計したもの	
15. ニッケル電極 (他の金属酸化物でコーティングされたもの 化学兵器 15. ニッケル電極 (他の金属酸化物でコーティングされたもの 化学	兵器
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	·丘哭
	大伯
Zhulth - (
<u>リ電解槽</u> に使用するように設計したもの <u>電解槽</u> に使用するように設計したもの	
17. アスベストの隔膜であって、 <u>クロルアルカリ電解槽</u> に使用 化学兵器 17. アスベストの隔膜であって、 <u>塩素・アルカリ電解槽</u> に使用 化学	八 都
するように設計したもの	
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、 <u>クロルアルカリ</u> 化学兵器 18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、 <u>塩素-アルカリ</u> 化学	兵器
<u>電解槽</u> に使用するように設計したもの	
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、 <u>クロル</u> 化学兵器	兵器

アルカリ電解槽に使用するように設計したもの

20. (略)

21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90% 以上の重量濃度)(7664-93-9)、3.3-ジメチル-1-ブテン (558-37-2)、2.2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン (26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナ コール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリ チウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、 ホルムアルデヒド(50-00-0)、2.2'-イミノジエタノール (111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノ ールアミン(105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩 (54060-15-0), xy = -1, (67-56-1), xy = -1, (64-17-5), 1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタ ノール(78-83-1)、ターシャリーブタノール(75-65-0)、シ クロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム=ク ロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩 (819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノ ール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール 塩酸塩(N.N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩) (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩 (63051-68-3)

アルカリ電解槽に使用するように設計したもの

20. (略)

化学兵器

21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90% | 以上の重量濃度)(7664-93-9)、3.3-ジメチル-1-ブテン (558-37-2)、2.2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2.2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン (26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナ コール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリ チウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、 ホルムアルデヒド(50-00-0)、2.2'-イミノジエタノール (111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノ ールアミン(105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩 (54060-15-0), $\forall \beta / - \gamma \nu (67-56-1)$, $\forall \beta / - \gamma \nu (64-17-5)$, 1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタ ノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール<math>(75-65-0)、 シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム= クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩 (819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノ ール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール 塩酸塩(N.N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩) (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩 (63051-68-3)

化学兵器